



令和6年度教育課程研究集会 中学校 美術

「主体的・対話的で深い学びの 実現に向けた授業改善」

奈良県教育委員会事務局
義務教育課
義務教育指導係
指導主事 福呂 当起

教科の目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1)対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
知識・技能

(2)造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
思考・判断・表現

(3)美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

主体的に学習に取り組む態度

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

国立教育政策研究所「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」による

授業者

- 見通しを持たせる
- 思考を交流させる
- 交流を通じて思考を広げる
- つけたい力を明確にする

学習者

- 見通しをもつ
- 自己の考えを広げ深める
- 「見方・考え方」を働かせる

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 美術編 P10による

造形的な見方・考え方

美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方

感性や想像力を働かせる

対象や事象を色や形などの造形的な視点で捉える

自分のイメージをもちながら価値や意味をつくりだす

形や色彩、材料や光などの造形的な要素

表現及び鑑賞、相互に関連させた学習の充実を図る

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 美術編 P4

- ア 児童生徒に求められる資質・能力を育成することを目指した授業改善の取り組みは、既に小・中学校を中心に多くの実践が積み重ねられており、特に義務教育段階はこれまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、**全く異なる指導法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。**
- イ 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、**児童生徒に目指す資質・能力を育むために**「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。
- ウ 各教科等において通常行われている**学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。**

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 美術編 P4

エ 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 美術編 P117

表現と鑑賞を関連させながら、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を進めていくことで、造形的な見方・考え方が豊かになり、美術科において育成する資質・能力が一層深まっていくことになる。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）

主体的な学び

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる

対話的な学び

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める

深い学び

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう

主体的・対話的で深い学び

学習指導要領 総則 第3 教育課程の実施と学習評価

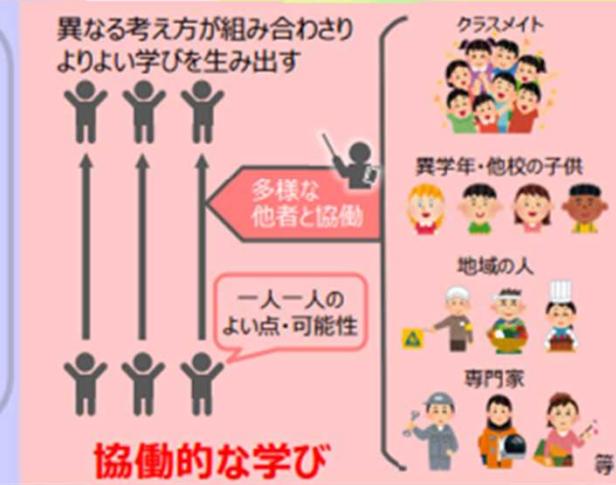
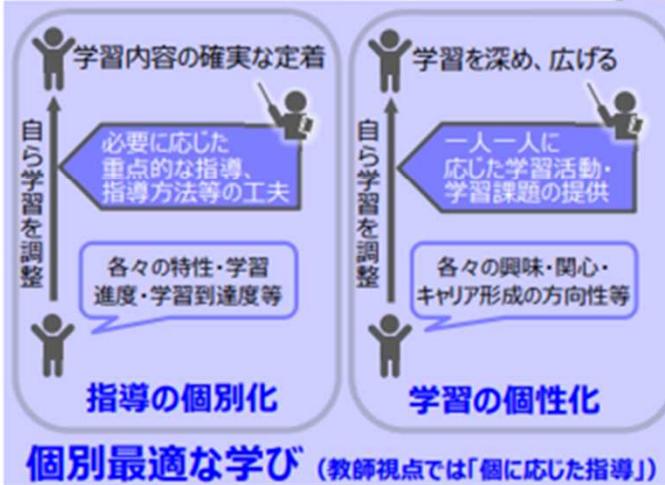
学習指導要領 総則 第4 児童(生徒)の発達の支援

一体的に
充実

授業外の
学習の改善

授業改善

資質・能力の育成



これからの学校には……一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

平成29,30年改訂
学習指導要領 前文

修得主義 個々人の学習状況に応じて学習内容を提供 ・一定の期間における個々人の学習の状況・成果を重視
の考え方を生かす

履修主義 集団に対して共通に教育を行う ・一定の期間の中で個々人の多様な成長を包含
の考え方を生かす

※本資料は、「教育課程部会における審議のまとめ」（令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）に基づき、概念を簡略化し図等として整理したものである。

「教育課程部会における審議のまとめ」
(令和3年1月25日中央教育審議会初等中等教育分科会)

資質・能力の育成

感性や想像力を働かせ、作者の心情や意図から生まれる構図や表現技法に注目し、その良さを感じとる。

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

実践発表の中での「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の工夫点

個別最適な学びに向けた工夫

関心を引き出すプリント
学習のまとめの提示
拡大掲示・対比鑑賞など

協働的な学びに向けた工夫

座席配置
生徒に合わせた発表形式
造形的な視点での発問など